

訪問看護 契約書

_____様（以下、「利用者」とします）と、有限会社サカコーポレーション（以下、「事業所」という）は、訪問看護の利用について次の通り契約します。

（契約の目的）

第 1 条

1. 事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第 2 条

1. この契約は_____年 ____月 ____日からとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また、入院・入所などで 3 か月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

（訪問看護の内容）

第 3 条

1. 事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書および介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者およびその家族に訪問看護計画書を提供します。
2. 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」の通りサービスを利用します。
3. サービス内容や利用回数などはサービス担当者会議などで検討し、利用者と介護支援専門員の合意に基づいて変更できます。事業所は、利用者から訪問看護内容変更の申し出があった場合は、第 1 条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

（訪問看護の利用料）

第 4 条

1. 利用者は介護保険法など関連法に定める料金を支払います。
2. 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
3. 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
4. 事業所は、介護保険法関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、あらかじめその利用料について説明し同意を得ます。
5. 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます

【介護保険】【医療保険】契約書

(利用料の滞納)

第5条

1. 利用者が正当な理由なく利用料を3か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以内の期限を定めて督促し、引き続いて支払いの無い時は契約を破棄します。
2. 事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区域である市町村に連絡するなど必要な支援を行います。

(契約終了)

第6条

1. 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。
2. 事業所は、利用者が正当な理由なく、また、故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、また、常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は1か月以内の文書による予告期間を持って契約終了とします。
3. そのほか次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - a. 利用者が死亡、入院、介護保健施設へ入所または転出した場合
 - b. 利用者の病状、要介護度などの改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - c. 事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - d. 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱した行為を行ったりした場合
 - e. その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条

1. 事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し速やかに損害を補償します。

(秘密保持)

第8条

1. 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者、その家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 事業所は、サービス担当者会議などにおいて、利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業所及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

【介護保険】【医療保険】契約書

(苦情対応)

第9条

1. 事業者は、利用者またはその家族から、苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
2. 事業者は、利用者またはその家族が、苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応は致しません。

(連携)

第10条

1. 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を密に行います。
2. 事業所は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに、利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(契約外事項)

第11条

1. 利用者および事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規定のない事項については、介護保険法などの規定を尊重し、利用者および事業所の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 年 月 日

【事業者名】 有限会社サカコーポレーション 代表取締役 坂 聡一郎

【事業所名】 訪問看護ステーション川内

【事業所番号】 3460290947 0290947

広島市安佐南区川内五丁目1番9号 082-876-4165

訪問看護ステーション川内 管理者 元谷 紀衣

利用者（または代理人）

住所 _____ TEL _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄（ ） _____

家族（代理人）

住所 _____ TEL _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄（ ） _____